

○仙台中小企業活性化センター条例

平成二八年三月一四日

仙台市条例第五号

改正 平成三一年三月条例第三号

(設置)

第一条 中小企業の活性化を図ることにより、地域社会の発展及び市民生活の向上に資するため、中小企業活性化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台中小企業活性化センター	仙台市青葉区中央一丁目三番一号

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 仙台中小企業活性化条例（平成二十七年仙台市条例第十号）第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事項に関すること
- 二 その他第一条の目的を達成するために必要と認められる事業

(使用の許可)

第四条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、センターの施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をしないことができる。
 - 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
 - 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき
- 3 市長は、使用許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用料)

第五条 センターの施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第六条 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターの施設を使用できないとき

二 市長が別に定める期間内にセンターの施設の使用の取りやめを申し出たとき

（使用料の返還）

第七条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第八条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（目的外使用の禁止）

第九条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターの施設を使用してはならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第十条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第十一条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はセンターの施設の使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又は当該使用許可に付された条件に違反したとき

二 第四条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

（指定管理者）

第十二条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十三条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

一 使用許可に関する業務

二 第三条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

三 センターの維持管理に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第四条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十四条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二九年一月規則第一号で、平成二九年四月一日から施行)

(仙台市情報・産業プラザ条例の廃止)

2 仙台市情報・産業プラザ条例（平成九年仙台市条例第二十五号）は、廃止する。

(経過措置)

3 センターの施設の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平三一、三・改正）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置の原則)

2 附則第四項及び第五項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして前項の規定を適用することができる。

別表（第五条関係）

(平三一、三・改正)

一 多目的ホール使用料

使用区分 \ 使用時間	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後十時)
多目的ホール	三七、七〇〇円	五〇、四〇〇円	五〇、四〇〇円

備考

- 一 使用時間がこの表に掲げる使用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 二 次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに定める額とする。
 - イ 午前九時から午後五時まで 午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額
 - ロ 午後一時から午後十時まで 午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額
 - ハ 午前九時から午後十時まで 午前の欄、午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額
- 三 この表に定める使用時間以外の時間に使用する場合（前号の場合を除く。）における使用料は、その使用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の欄に、午後五時から午後六時までのときは午後の欄に、午後十時以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割りして計算した額（百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、その使用時間が一時間に満たないとき、又はこれに一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
- 四 物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。この場合において、市長は、第一条の目的を達成するため必要であると認めるときは、使用者の区分を定め、その区分に応じて使用料を定めることができる。
- 五 附属設備の使用料は、市長が定める。
- 六 暖房使用料及び冷房使用料は、市長が定める。
- 七 準備又は撤去に使用する場合の使用料は、それぞれこの表に定める額に二分の一を乗じて得た額とする。

二 その他の施設使用料

使用区分	単位	金額
セミナールーム(1)	一室につき一時間当たり	九八〇円

セミナールーム(2)	一室につき一時間当たり	一、八〇〇円
特別会議室	一時間当たり	九八〇円
楽屋	一室につき一時間当たり	五五〇円
主催者・来賓控室	一時間当たり	六六〇円
<small>ちゅう</small> 厨房	一時間当たり	五五〇円

備考

- 一 使用時間が一時間に満たないとき、又はこれに一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。
- 二 物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。この場合において、市長は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、使用者の区分を定め、その区分に応じて使用料を定めることができる。
- 三 附属設備の使用料は、市長が定める。
- 四 暖房使用料及び冷房使用料は、市長が定める。
- 五 準備又は撤去に使用する場合の使用料は、それぞれこの表に定める額に二分の一を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げる。）とする。